

まちづくり活動団体情報提供システムに係るコンテンツ制作業務 提案説明書

1 業務名

まちづくり活動団体情報提供システムに係るコンテンツ制作業務

2 本説明書の趣旨

本説明書は、札幌市が実施する「まちづくり活動団体情報提供システムに係るコンテンツ制作業務」の業務委託の契約候補者を選定するための公募型企画提案に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

本業務では、まちづくり活動団体情報提供システム（さっぽろまちづくり活動情報サポートサイト「まちさぽ」）について、まちづくり活動をわかりやすく紹介する情報コンテンツを制作することにより、市民の理解・関心を高め、活動への参加を促進することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 業務の内容については、別紙仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、実際の契約にあたって本企画競争での提案内容やその後の協議により内容を調整する場合がある。

(2) 予算規模

1,858,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から平成31年3月29日まで

6 参加資格

次のいずれも満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。
- (4) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」に登録されている者又は名簿への登録がない者において、平成30年7月13日（金）までに登録申請が受理され、平成30年8月1日（水）までに名簿登録がな

される予定である者であること。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年2月26日条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

7 企画競争実施に係るスケジュール

公募開始	平成30年5月28日（月）
質問の受付期限	平成30年6月25日（月）
企画競争参加意向申出書等の提出期限	平成30年7月13日（金）17時必着
企画提案書等の提出期限	平成30年7月20日（金）17時必着
審査・プレゼンテーション	平成30年8月2日（木）午前
契約候補者の決定及び契約締結	平成30年8月中旬

8 提出書類

- (1) 参加意向申出書（様式1）
- (2) 企画提案者概要（様式2）
- (3) 企画提案書（任意様式）
- (4) 業務実施スケジュール（任意様式）
- (5) 業務実施体制（任意様式）
- (6) 経費積算書

※ 積算根拠がわかるように作成すること。なお、本積算額は、企画提案が選定された提出者との契約額を確約するものではない。

9 企画提案書の作成について

- (1) 用紙サイズ等は、A4版で片面を基本とすること。
- (2) 企画提案書には表紙を付け、表題として「まちづくり活動団体情報提供システムに係るコンテンツ制作業務 企画提案書」と記載すること。表紙は1頁以内、本文は10頁以内とする。
- (3) 企画提案書は、正本1部、副本8部を作成すること。正本にのみ表紙に社名を記載し押印すること。
- (4) 正本を除き、表紙や提案内容には社名を記載しないこと。また、所在地についても「札幌市」など市町村名までの記載とし、押印も不要とする。
- (5) 企画案は1社1提案とする。
- (6) 企画提案を求める事項

- ・本市のまちづくり活動団体の現状と課題を踏まえ、制作するコンテンツに設定するコーナー等の企画内容
- ・取材対象となるまちづくり活動団体の想定
- ・SNSの活用等、コンテンツの情報の拡散方法の工夫など

10 提出方法等

(1) 提出部数

- ア 企画競争参加意向申出書（様式1）及び企画提案者概要（様式2）：各1部
- イ 企画提案書（上記8（3）～（6））：9部（正本1部、副本8部）

(2) 提出期限

- ア 企画競争参加意向申出書（様式1）及び企画提案者概要（様式2）

平成30年7月13日（金）17時必着

※参加資格の審査を行い、平成30年7月18日（水）までに結果を連絡する。

※申出書の提出が無い者からの企画提案は受け付けない。

※平成30年7月13日（金）までに登録申請が受理され、平成30年8月1日（水）までに名簿登録がなされる予定である者が企画提案書を提出した場合であって、上記の期限までに名簿登録がなされなかった場合には、提出された企画提案に関する評価は行わず、参加資格を喪失したものとみなし、失格とする。

- イ 企画提案書等（上記8（3）～（6））

平成30年7月20日（金）17時必着

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階

札幌市市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課 担当：土田、水野

電話：011-211-2964 FAX：011-218-5156

(4) 提出方法

上記提出先に直接持ち込むか、郵送により提出すること。なお、本提出書類は郵便法で規定される「信書」に当たることから、発送方法に留意すること。

11 質問の受付及び回答について

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書（様式3）」により電子メールで提出するものとする。表題には【まちづくり活動団体情報提供システムに係るコンテンツ制作業務】と記載すること。なお、質問要旨と回答は、原則、ホームページに掲載するが、内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者にのみ回答する。

(1) 質問の受付期間

平成30年5月28日（月）～平成30年6月25日（月）

(2) 質問の送付先電子メールアドレス

shimin-support@city.sapporo.jp

12 企画選定方法

(1) 選定方法

選定は、札幌市の関係部局の職員、外部有識者からなる「まちづくり活動団体情報提供システムに係るコンテンツ制作業務企画競争実施委員会」において、提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査・評価し、契約候補者を決定する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 日時・場所

平成 30 年 8 月 2 日（木）午前

札幌市役所本庁舎会議室予定

※開始時刻は、別途連絡する。

※指定した日時にプレゼンテーションに参加できない場合は、事情の如何にかかわらず失格とする。

イ 内容

各社 10～15 分程度でプレゼンテーションを実施し、その後ヒアリング（質疑）を行う。説明員は、1 社あたり 2 名以内とする。追加資料の配布やプロジェクター等の使用はできない。

(3) 評価の方法

別添「企画競争の評価方法」のとおり。

(4) 企画提案者が 1 社であった場合、各委員の合計得点が 6 割以上の場合に、その者を契約候補者として選定する。

(5) 選定結果の通知方法

選定結果は、決定次第、企画提案者全員に書面で通知する。

(6) 結果に対する質問方法等

選定結果に対する質問は、原則、文書にて選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内に書面で事務局に提出すること。

(7) その他

ア 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

イ 企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

ウ 採用となった企画案について、内容のより一層の充実を図るため、契約候補者と本市との協議により調整する場合がある。

エ 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

オ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

カ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

キ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託

者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

ク 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

13 契約について

札幌市契約規則、事務取扱要領その他の関係規程に基づき、選定された者との間で、随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

14 参加資格の喪失

本企画競争において企画提案者が参加資格を有することを確認したときから、審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、以下のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

15 その他

- (1) 業務の履行に当たっては、運営体制や担当者等の氏名など、事前に札幌市に報告すること（様式は問わない）。
- (2) 委託業務の遂行に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方が協議をして、これを処理すること。

16 本件に係る問い合わせ先（事務局）

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 13階

札幌市市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課 担当：土田、水野

電話 (011) 211-2964 FAX (011) 218-5156

ホームページ： http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/machisapo_proposal30.html

E-mail： shimin-support@city.sapporo.jp